平成２８年（フ）第８６号
愛媛県松山市本町７丁目４番地14　グランアール本町205号
債務者　山下　和美
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薦田　伸夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
大分市大字片島1157番地の５（パステル中ノ坪205）、申立時の住所大分県津久見市岡町５番18号
債務者　田中かおり
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６５号
兵庫県明石市西明石南町２丁目12番４号　新田マンション201号
債務者　後呂　文俊
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７号
宮城県大崎市古川駅東２丁目11番14号　古川民主病院内、従前の住所宮城県大崎市古川字青塚161番地１　グレイス古川203号
債務者　朝倉　嘉男
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
徳島県小松島市横須町７番30号（四宮恒雄方）、旧住所徳島県小松島市横須町13番71号
債務者　福島　**貫**一
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松宮　英人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６６９号
名古屋市天白区高坂町273番地　高坂荘18棟106号
債務者　前田　照子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６０号
山形市南館３丁目24番36号　エピナールＡ101号
債務者　鷲尾　千香
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７１０号
大阪府吹田市山田西２丁目３番１―501号
債務者　後藤　武紀
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８９４号
大阪府八尾市西木の本４丁目１番地の１　市営大正住宅701号
債務者　秋山八郎こと　丁　　八郎
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５５９号
大阪市鶴見区諸口６丁目５番４―713号
債務者　片桐　弘貴
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８５号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番１―608号
債務者　鶴羽　充子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８７６号
大阪府吹田市山田西１丁目７番Ｂ―1008号
債務者　弓場いづこ
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１０号
大阪府八尾市恩智南町１丁目147番地
債務者　**荻**田　健司
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９６２号
大阪府大東市氷野１丁目６番15号ローゼヒノ203号
債務者　北嶋　貴代
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０３０号
大阪府守口市大日東町17番２号　202号室
債務者　銀山恵子こと　朴　　恵順
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０６４号
大阪市浪速区恵美須西３丁目４番22―211号
債務者　仲村　克明
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０６８号
大阪府高槻市奈佐原１丁目１番401―405号、前住所大阪府高槻市塚原１丁目10番38―605号
債務者　下西　理恵
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部